

豊中市立学校用務業務等委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年(2025年)7月

豊中市教育委員会事務局学校施設管理課

1. 目的

本要領は豊中市立小中学校の学校用務業務等（用務業務及び施設維持管理業務等）（以下「学校用務業務等」という。）にあたり、安全・安心な学校施設の維持・管理を図り、児童生徒の良好な教育環境を確保し、学校用務業務等の持続可能な運営体制の構築、高い技術や豊富な経験、確実な実行力を備え、学校運営に携わっているという職務意識のもと、優れた専門技術や知識、豊富な経験を有し、教職員・保護者・児童生徒・地域と信頼関係を築くことができる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めたものです。

2. 業務概要

(1) 業務名称

- ・ 豊中市立学校用務業務等

(2) 業務内容

- ・ 別添「豊中市立学校用務業務等仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 予定契約期間

① 業務準備・引継ぎ期間

- ・ 契約締結日から令和7年（2025年）12月31日まで
 - * 優先交渉権者として選定され、契約の締結をした事業者は、委託業務開始までの間を準備期間とし、本市および学校との業務打ち合わせや学校用務員の確保等、業務の履行に必要な準備を行ってください。なお、準備期間に要する経費は受託事業者の負担とします。
 - * 学校用務業務等について引継ぎを行い、仕様書に定める業務内容に留意し、学校用務業務に支障のないようにしてください。

② 業務履行期間

- ・ 令和8年（2026年）1月1日から令和10年（2028年）12月31日まで

(4) 提案上限額等

- ・ 業務履行期間の委託料総額は147,120千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。
- ・ ただし、令和7年度の業務の提案上限額は12,260千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

(5) その他

- ・ 原則として提案の内容を実施していただきますが、本市との協議により修正する場合があります。

3. 参加資格要件

本業務に参加を希望する者は、応募書類の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、応募書類の提出後において、要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

(1) 事業者の要件

- ① 法人であること。
- ② 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。
- ③ 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市並びに学校からの指示に対して柔軟に対応できる者であること。

(2) 次の業務の実績を有すること。

地方公共団体・国において、令和4年4月1日以降に学校用務業務を元請として契約(契約金額(税込)が600万円以上)締結し、誠実に履行を行った実績を有していること。

(3) 参加(応募)資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく指名停止措置(本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで)を受けていないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ⑤ 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。

※提案書類(役員名簿など)に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供します。

- ⑥ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置(本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで)を受けていないこと。
- ⑦ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- ⑧ 提案業務を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公庁の免許、許可または認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

- ⑨ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑩ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑪ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条項又は2の規定による手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑫ 会社更生法(平成14年法律第154号)17条1項又は2の規定による手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条1項の手続開始決定(旧事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑬ 国税及び地方税等を滞納していないこと。

4. 日程 ※いずれも令和7年(2025年)

内容	期日
実施要領等の公表	7月15日(火) 市ホームページに掲載
提案参加申込書・誓約書提出期限	7月15日(火)~7月29日(火)17時まで(必着)
質問受付期限	7月22日(火)~7月29日(火)12時まで(必着)
質問回答期日	8月5日(火)17時
企画提案書等提出期限	8月5日(火)~8月19日(火)17時まで(必着)
資格審査・書類審査(一次審査)	8月20日(水)~8月29日(金)※応募事業者が4者以上あった場合のみ実施する。(予定)

資格審査・書類審査結果(面接審査実施日時)の通知	9月5日(金)※メールで通知(予定)
面接審査(プレゼンテーション)	9月19日(金)※時間・場所等は第一次審査後に通知
審査結果の通知	9月26日(金)※メールで通知
契約締結	10月上旬(予定)

※ やむを得ない事情により変更する場合があります。この場合、応募者に対し改めて通知します。なお、期間等に記載の日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日等を除きます。

<質問の受付・回答>

- ・ 企画提案書類等の作成にあたっての質問は、質問書(様式3)を電子メールにて令和7年(2025年)7月29日(火)12時までに送付のうえ、電話連絡をお願いします。
- ・ 電話や来庁など、質問書送付以外での質問は受け付けません。回答については、令和7年(2025年)8月5日(火)にホームページに掲載し、個別には回答しません。

5. 応募書類

(1) 提出書類:提案者は次の応募書類を提出してください。

- ① 参加申込書・・様式1
- ② 誓約書(参加資格関係)・・様式2
- ③ 企画提案書・・任意様式(詳細は作成要領を参照ください。)

※ 以下の【添付書類】は企画提案書のページ数には含みません。

【添付書類】

ア 法人に関すること

- * 事業者概要書(様式4)
- * 事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類(任意様式)
- * 業務実績調書(業務名称、発注者、業務期間、受託額、事業概要を記載した書類(様式5))
- * 事業者の役員名簿(役職名、氏名(ふりがな)、生年月日、現住所)及び組織に関する事項について記載した書類(任意様式)

イ 事業運営に関すること

- * 年間を通じて具体的な運営計画、1日の運営内容がわかる書類(任意様式)
- * 安全対策(事故等に対する体制)としてのマニュアル(任意様式)

ウ 費用見積書(任意様式)

エ 業務実施体制・配置予定者調書(様式6)

オ 入札参加停止措置等状況調書(様式7)

※提出部数9部(正本1部、副本8部)※正本には、提案者名を記載してください。

①～③、ア～オを格納した電子媒体(CD-RまたはDVD-R)…1枚

※ファイルはPDF形式のものとし、なお、電子媒体には、提案者名を記載してください。

(2) 提出期限:令和7年(2025年)8月19日(火)17時まで(必着)

* 提出書類の不足又は期限内に未到着の場合、応募(参加)を無効とします。

(3) 提出方法

* 持参(開庁時間内のみ)、書留郵送等

* 持参する場合以外は、メールや電話で書類の到達を確認ください。

* 応募書類の正本1部と副本8部、応募書類の電子データを格納した電子媒体(CD-R又はDVD-R)を1枚提出ください。

(4) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 教育委員会事務局学校施設管理課(第一庁舎6階)

(5) 提出部数等

別添の「豊中市立学校用務業務等提出書類作成要領」の「1. 提出書類の記載要領」を確認の上、提出してください。

* 提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

* 提出書類の分割提出は認めません。

* 提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、本案件の参加自体を無効とします。

* 提出書類を受付後、いかなる理由があっても追加および修正は認めません。

* 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、提案者の負担とします。

(6) 提出書類の著作権等

事業実施計画書の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属します。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。また、事業実施計画書等は、豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号)に定めるところにより、公開される場合があります。

(7) その他

本案件に関して募集要項の公示の日から審査結果の公表の日までの間、施設見学会、各種書類の提出、面接審査の場を除き、豊中市学校用務業務受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)委員や、本案件に係る市職員への接触を禁じます。

6. 選定について

(1) 審査方針

- ・ 事業者選定の審査は、本市職員で構成する選定委員会が行います。
- ・ 審査にあたっては、次の評価基準に基づき提案の内容等について書類審査と面接審査を実施し、最優秀提案者及び次点提案者を決定します。
- ・ なお、全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断した時は、受託候補者の順位を決定しません。
- ・ また、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 評価基準

項目	評価ポイント
基本的な 考え方(30点)	学校用務業務等の遂行にあたっての提案コンセプトが明確かつ具体的であるか
	学校用務業務等の内容についての理解
	学校教育施設における業務であることを踏まえた取組み方針(学校の円滑な運営に対する取り組み方針等)
適正な請負 業務(10点)	労働者派遣と業務請負を明確に区分し、業務請負を適正に遂行する体制
	偽装請負回避のための対策・取組み方針
学校との協力 体制(30点)	学校との協力体制についての考え方(積極的に築こうとする姿勢など)
	教職員・児童生徒・保護者との連携・協力体制についての考え方
	地域との連携・協力体制についての考え方
研修及び人材 育成(20点)	従事者の育成についての考え方
	受託前・受託後の研修体制及び研修計画
業務の実施 体制等(30点)	業務責任者の適切な配置・業務責任者との適切な打合せ
	学校用務員の配置基準・計画等の考え方
	学校行事等における応援体制・欠員が生じた際のバックアップ(応援)体制
緊急時の対応・ 苦情処理体制 (25点)	不審者侵入時等における学校との連携・取組み方針
	緊急時(天災・事故発生時等)等の連絡体制
	感染症予防対策・り患した際の連絡体制
	苦情処理体制
個人情報・管理 体制(10点)	個人情報管理についての考え方
	従事者への研修(教育)体制

社会的責任 (法令遵守) (15点)	法令順守・環境保護・地域貢献・社会貢献等の活動への取り組み(例:公的認証の取得・障害者の雇用・SDG'Sなど)
	法令違反が発生した際の対応・再発防止に係る取り組み方針
業務実績 (15点)	学校用務業務の業務実績
その他 (15点)	学校用務業務の円滑な運用実施に向けた独自提案
	提案の独創性・明確性
	その他の提案(意欲や熱意など)
提案価格 (50点)	提案価格の妥当性・予算の範囲内で、必要最小限に抑えられており、実効性の認められる適正な価格であるか
過去の処分歴 (減点)	公募開始日から起算して過去3年間の処分歴等 【入札参加停止措置等】 【入札参加除外】 【契約解除】 【文書警告】
合計 250点	

(3) 審査方法

- ・ 審査基準に基づき、書類審査と面接審査を行い、総合的に採点し、候補者を選定します。
- ・ 審査基準のうち、提案価格以外にかかる採点は、評価ランクにより A から E までの評価を行い、それぞれのランクに該当する係数を、各評価項目の配点に乗じて算出します。
- ・ 評価内容に対応する提案がない場合は、選外とします。
- ・ 評価項目の単位の合計が0点となる場合は選外とします。
- ・ 提案価格が提案上限額を超える場合は、失格とします。

【評価ランク】

ランク	評価 (請負実績以外)	配点係数	※令和4年4月以降の請負実績(元請)に係る評価
A	特に優れている	100%	元請契約金額(税込)が1,000万円以上
B	優れている	75%	元請契約金額(税込)が800万円以上
C	平均的・普通	50%	元請契約金額(税込)が600万円以上
D	やや劣る	25%	—
E	劣る	0%	—

① 書類審査(第一次審査)

- ・ 提案者から提出された企画提案書(任意様式)に基づく書類審査を行います。ただし、提案者が4者以上の場合は、一次審査として書類審査を実施し、二次審査対象者として3者を選定するものとします。※令和7年(2025年)8月20日(水)~8月29日(金)予定
※提案者の出席は不要
- ・ この場合、一次審査の結果は、すべての提案者に対して通知を行うとともに、面接審査の実施対象となる提案者には、その旨を文書で通知します。提案者が3者以下の場合は、面接審査の時間の通知のみ行います。(通知日時:令和7年(2025年)9月5日(金)予定)
- ・ なお、提案価格以外の採点結果の合計点が当該配点の50%未満の場合、全体の採点結果の合計点が配点の50%未満の場合のいずれかに該当する場合は、順位にかかわらず選外とします。これにより、二次審査対象者が3者未満になる場合があります。

② 第二次審査(面接審査(プレゼンテーション))

- ・ 提案者に面接会場にご来場いただき、選定委員との面接・質疑応答に臨んでいただきます。面接の日時等の詳細については、電子メールにて面接審査実施対象者に通知します。
- ・ 日時:令和7年(2025年)9月19日(金)
- ・ 面接審査の内容
 - * 面接審査では、事業計画書類に基づいて、提案者からの説明、選定委員からの質疑を行います。(非公開にて行います。)
- ・ 面接時間は、1提案者あたり概ね50分以内。(提案者からの説明(20分以内)+質疑応答(30分以内))
- ・ 追加資料等
 - * 資料の追加提出は本市から求める場合を除き、不可とします。
- ・ 説明者
 - * 当日の出席者は1提案者あたり3名以内(本業務に携わる者に限ります。)とし、すべて提案者が雇用している者とします。出席者は、面接審査出席者名簿(様式8)を電子メールにて、指定する日までに本市事務局に送付してください。また、送付後は必ず送付した旨を電話連絡してください。なお、提案内容の説明は本業務における統括責任者の予定者が行うものとします。

③ 最優秀提案者(優先交渉権者)の決定

- ・ 審査の結果、全体の採点結果の合計点が最高点の者を最優秀提案者(優先交渉権者)とします。

- ・ 最高点の者が複数の場合は、原則として審査基準における「学校との協力体制」と「業務の実施体制」の区分の採点合計が高い提案事業者を最優秀提案者とします。
- ・ 全体の採点結果の合計点が最も高い場合であっても、採点結果の合計点が、配点の50%未満の場合は、最優秀提案者としません。
- ・ 優先交渉権者として選定された場合には、契約締結までの間に豊中市物品・業務委託等入札参加資格の登録を行ってください。

(4) 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、市ホームページで公表するとともに、書面にて面接審査を実施したすべての提案者に、電子メールにて通知します。(令和7年(2025年)9月26日(金))
- ・ 通知においては、最優秀提案者および次点提案者となった提案者には、それぞれその旨を、その他の提案者には選外となった旨を記載します。
- ・ また、評価内容および選定結果に対する問い合わせには、応じません。なお、提案者からの審査結果に関する情報の開示については、提案者の自己情報についてのみ対象となります。
- ・ なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することとなるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではありません。

(5) 審査結果の公表

- ・ 審査結果の通知後、市のホームページ等において審査結果の公表を行います。公表する内容は次のとおりです。
 - ① 件名及び履行期間
 - ② 選定事業者名(最優秀提案者の名称)、評価合計点、選定理由
 - ③ 全提案者の名称(選定事業者以外は記号(アルファベット)表示)
 - ④ 全提案者の合計評価点
 - ⑤ 担当課
 - ⑥ 審査委員の氏名
 ※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしません。応募者が2者の場合は次点者の採点結果は公表しません。

7. 失格事項

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし応募自体を取り消します。
 - ① 契約締結日までの間に、参加資格に抵触するに至った場合
 - ② 提案金額が提案上限額を上回った提案を行った場合
 - ③ 提出書において虚偽の内容を記載した場合
 - ④ 提出期限までに提案書の提出がない場合
 - ⑤ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
 - ⑥ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行う等、正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
 - ⑦ 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
 - ⑧ 審査の公平性を害する行為があった場合

- ⑨ 第二次審査(面接審査)に不参加の場合
- ⑩ 選定委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めた場合
- ⑪ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

8. 契約の締結

- (1) 最優秀提案者は、本市と仕様、価格等を協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務を依頼する相手方として決定するため、最優秀提案者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約束するものではありません。
- (2) 最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点提案者との協議を行います。
- (3) 契約内容は、提案書の提案内容をもとに、市と協議の上、決定します。
- (4) 協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約として契約を締結します。その際には協議内容に基づく、見積書を改めて提出していただきます。
- (5) 契約の締結に際し、万一、提案書の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案者に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがあります。
- (6) 受託事業者は、原則として契約保証金の納付を行うこととします。
 - ・契約保証金を納付する場合は、契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に納付していただきます。
 - ・契約保証金を免除する場合は、契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結又は豊中市財務規則第110条第3号の規定に該当すると本市が認めたとき(別途申請書が必要)

9. その他(留意事項)

- (1) 選定委員会の構成及び委員名、提案者名簿等の内容についての質問は、一切受け付けません。
- (2) 審査結果後に本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 提出書類等の作成その他の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (4) プロポーザル参加申込書の提出後に、本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに本市事務局まで連絡するとともに、参加辞退届(様式9)を文書で豊中市教育長あてに通知してください。
- (5) 業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受託事業者の負担となります。
- (6) 本案件の提案者に対する参加報酬は、ありません。
- (7) 提出書類の作成に要した費用、旅費その他本案件への参加に要した経費については、提案者の負担とします。

10. 外部活力の導入による評価等について

- (1) 受託事業者は、業務履行状況に関して定期又は随時に確認し、自己評価を行い、その結果を市及び学校に提出してください。
- (2) 豊中市は、委託業務が適正に運用されているか、定期又は随時に確認を行います。また、確認のための必要な資料等については、契約書に基づき豊中市が受託事業者に定期及び随時に提出を求めます。

II. 問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 豊中市役所第一庁舎6階
(事務局)豊中市教育委員会事務局 学校施設管理課

担当 :小嶋・藪原・曾根

電話 :06-6858-2546(直通)

FAX:06-6845-6778

Email:kyoshisetsu@city.toyonaka.osaka.jp